

70歳以上の人の高額療養費の自己負担限度額が変わります



国の医療保険制度の見直しに伴い、8月から70歳以上の人の高額療養費の自己負担限度額が次のように変わります。

○一般所得者の外来診療に係る自己負担限度額が14,000円から18,000円に引き上げられます。

○現役並み所得者の外来診療に係る自己負担限度額が廃止されます。

○現役並み所得者区分が3段階に分けられ、それぞれの自己負担限度額が設けられます。

70歳以上の人の自己負担限度額（月額）

7月まで

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	4回目以降*1
現役並み所得者	57,600円	80,100円 (総医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)	44,400円
一般	14,000円 (年間上限*2 14.4万円)	57,600円	44,400円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	—
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円	—



8月から

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	4回目以降*1
課税所得 現役並み所得者Ⅲ 課税所得690万円以上	—	252,600円 (総医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)	140,100円
現役並み所得者Ⅱ 課税所得380万円以上	—	167,400円 (総医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)	93,000円
現役並み所得者Ⅰ 課税所得145万円以上	—	80,100円 (総医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)	44,400円
一般	18,000円 (年間上限*2 14.4万円)	57,600円	44,400円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	—
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円	—

*1 過去12カ月に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目から適用される限度額です。

*2 8月から翌年7月までの1年間の自己負担額の上限となります。

◆現役並み所得者でⅠ・Ⅱ（課税所得145万円以上690万未満）の人は、申請していただく「限度額適用認定証」の交付を受けられるようになります。「限度額適用認定証」を医療機関等の窓口で提示すると、窓口で支払う自己負担額が限度額までの支払いになります。

◆住民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を申請してください。「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関等の窓

口で提示すると、窓口で支払う自己負担額や入院時の食事代が限度額までの支払いになります。

【問い合わせ】

○後期高齢者医療制度被保険者
保険年金課 医療助成係 ☎ 22-9660

○国民健康保険被保険者
保険年金課 保険年金係 ☎ 22-9659

※ファックスでの問い合わせは、FAX 26-0151 へお問い合わせください。

素晴らしい作品が数多く寄せられました

第11回

輝け！いがっ子フォトコンテスト結果発表

今回の「輝け！いがっ子フォトコンテスト」では、伊賀の子どもたち「いがっ子」の日常の姿を募集したところ、68点の作品が寄せられました。

たくさんのご応募ありがとうございました。応募されたどの作品からも、次代を担ういがっ子への温かい愛情が伝わってきました。

厳正な審査の結果、最優秀賞1点、優秀賞2点、特別賞1点、入選10点が受賞となりました。各賞に選ばれた人は次のとおりです。(敬称略、順不同)



【最優秀賞】 山田 久雄 『将来すもうとり』



【優秀賞】 廣岡 伸幸
『みてっ…こうでしょ!』



【優秀賞】 家城 円
『忍者列車、発車します』



【特別賞】 池村 倫子
『一緒って楽しい!』

◆入選

- | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 宮本 瞳 | 服部 貴樹 | 玉西 朝陽 | 木根 園美 | 岡田 理奈 |
| 山口 暁子 | 藤本 圭亮 | 中村 敬康 | 久米 浩生 | 界外 巖 |

【問い合わせ】

生涯学習課

☎ 22・9679

FAX 22・9692

お知らせ拡大版

お知らせ

催し

募集

子育て支援・無料相談